

各都道府県介護保険担当課 御中

# 介護保険最新情報

vol. 17

平成11年11月2日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

## 介護制度に関する与党三党による申し入れについて

さて、既に新聞報道等でご承知のことかと存じますが、先日、10月29日付けで、別添のとおり、介護制度に関する与党三党による申し入れが行われたところです。

この申し入れについては、総理大臣も「重く受け止める」旨発言されているものであり、今後、今週中を目途に、政府としての具体的な対応を決めることとしております。

具体的な対応の内容等が決まり次第、各都道府県及び市町村に対して周知いたしますが、取り急ぎ、申し入れの内容についてご連絡させていただきます。

(別添)

- 1、介護については、平成12年4月1日より新しい制度を実施する。
- 2、新しい介護制度の円滑な実施のため、介護サービスの適正な給付が実現されるまでの概ね半年間、保険料に関わる部分については実施しない。  
この措置にかかる財源については国が負担する。  
なお、2号被保険者についても、概ね半年間、全体として負担増を解消するため、国が医療保険者に財政支援を行う。この趣旨を踏まえて運用面で配慮する。
- 3、現にホームヘルプサービスを利用している低所得者の利用者負担は、当面3パーセント程度に軽減する。
- 4、家族介護支援については、介護者の物心両面にわたる負担を軽減するため、慰労金やリフレッシュ事業等の適正な措置を講ずる。
- 5、介護サービスの対象外の者に対して、介護予防・生活支援の対策を拡充する。
- 6、高齢化の更なる進行に対応し、今後の介護体制の充実を図るため、スーパーゴールドプランを早急に策定する。
- 7、介護にかかる財政及びそのあり方については、実施状況を見ながら3党で協議する。

平成11年10月29日

## 介護制度について

- 一、自・自・公三党の政策責任者である各党の政調会長は、28日夜介護制度について合意した事項について政府に申し入れた。
- 一、政府は、三党の合意事項を重く受け止めて対処するとの意向を表明した。